

別 紙

みんな t o ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務仕様書

1 業務名

みんな t o ウォーキング事業ウォーキング促進キャンペーン業務

2 概要

平成28年3月策定の光市健康づくり推進計画「スマイルチャレンジ事業(うごく)」として実施するもの。

運動習慣の少ない若い世代を中心とする多くの市民等の参加により、いつでも、どこでも取り組むことができるウォーキングを通して、運動習慣づくりの推進を図るためのキャンペーンを実施する。

3 みんな t o ウォーキング事業について

令和3年度から実施の「みんな t o ウォーキング事業」について、令和4年度は下記の内容に拡充して実施する。

(1) ウォーキング促進キャンペーン(8月実施): 委託事業者実施

ウォーキング大使任命やプロモーション映像の作成、SNSを主流としたウォーキングの魅力の発信、キックオフイベントの開催等、主にウォーキングのきっかけづくりを支援するものであり、その後実施される「チーム対抗編」の参加者募集や盛り上げのためのキャンペーンを企画・運営する。

(2) チーム対抗編(9~11月実施): 担当課実施業務

身近な仲間とウォーキングを楽しんでもらうため、やまぐち健幸アプリを活用し、ウォーキングラリーを開催する(ランニングでの参加可)。

ウォーキングラリー部門とインスタグラム投稿部門に分かれて実施し、上位チームを表彰する。表彰賞品として、光市特産品等を提供する。

4 委託業務の内容

運動習慣の少ない若い世代の運動習慣づくりを目標に、SNSを主流としたウォーキングの魅力の発信やキックオフイベント等を実施し、ウォーキングのきっかけづくりを支援するキャンペーンを企画・運営すること。なお、提案内容は原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下の要件については必須項目とし、これらを満たす内容を企画し、実施すること。

(キャンペーン概要)

- ・実施期間：令和4年8月1日～8月31日
- ・主なターゲット：運動習慣の少ない若い世代（働き世代）の男女
（上記以外の参加も可能とする。）
- ・内容：
 - (1) 光市ウォーキング大使任命（キャスティング業務）
ウォーキングの推進及びみんなt oウォーキング事業の盛り上げ役として、ウォーキング大使をキャスティングすること。キャスティングする人について、光市や山口県にゆかりがあることを必須条件とし、かつ、下記の条件に当てはまる人材が望ましい。
 - ・若い世代に知名度があり、影響力がある
 - ・スポーツに関連した実績があり、爽やかなイメージがある
 - (2) プロモーション映像制作及び普及啓発
ウォーキングの魅力を発信するための映像を制作し、映像の普及啓発を行うこと。
みんなt oウォーキング事業の概要やウォーキング大使について紹介する内容を含めること。また、ウォーキングを行う前の準備体操やクールダウン、正しい歩き方等を楽しく、気軽に実施できるような内容を含め、事業終了後も継続して映像を活用できるように工夫すること。
 - (3) ウォーキング普及のためのプロモーション企画・運営
ウォーキングの魅力やみんなt oウォーキング事業の普及啓発のため、Y o u T u b eやテレビ番組等を活用したプロモーションを企画及び運営すること。
 - (4) SNS特設サイト制作及び運営
みんなt oウォーキング事業のSNS特設サイトを立ち上げ、みんなt oウォーキング事業チーム対抗編が終了する11月末まで、定期的（週1回以上）に更新、運営すること（12月以降の運営方法について、光市に引き継ぐこと。）。
 - (5) キックオフイベントの企画及び運営
みんなt oウォーキング事業のスタートイベントとして、ウォーキング大使の任命やウォーキング講座等、多くの参加者が募り、盛り上がることのできる内容にすること。新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、ウェブ上でのリモート開催も想定した企画とすること。
令和4年7月31日（日）を予定（他の行事等の兼ね合いもあり、変更する可能性あり）
 - (6) 啓発チラシ作成・配布及び横断幕制作・設置
みんなt oウォーキング事業（チーム対抗編を含む）の啓発チラシの作成、及び横断幕の制作、設置をすること。
 - (7) 下記みんなt oウォーキング事業公式ロゴマークを使用して企画・運営を行

うこと。



5 業務委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

6 留意事項

- (1) 想定されるスケジュールを明示すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等、不測の事態が生じた場合は、イベントの延期又は中止になる場合もある。その場合、スケジュールの変更及び本事業にかかる契約の履行については、委託者との間で協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たって新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- (3) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、本業務の開始から完了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、定期的に連絡調整を行うこと。
- (4) 本仕様書以外でも創意を凝らした提案があれば積極的に提案すること。
- (5) 乙は、この業務に定める義務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなくてはならない。
- (6) 業務のうち、光市暴力団排除条例による措置については、別紙2「光市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (7) 本業務の履行に際し使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (8) 受託者は、本業務の履行に際し他人に損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その責任において速やかに弁償及び信頼の回復に努めるものとする。
- (9) 本業務の完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見

された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(10) 業務遂行上、疑義が生じたときは、双方で協議の上、解決するものとする。

(11) この仕様書に記載されていない事項については、双方誠意を持って協議し、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(罰則)

第9条 乙は、業務従事者に対し、光市個人情報保護条例（平成16年光市条例第12

号) 第32条及び第33条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

(事故発生時における報告)

第10条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

光市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、光市暴力団排除条例（平成23年光市条例第16号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提

供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。